

参考資料  
(3) 既存支援制度

---

国土交通省国土計画局  
平成21年7月

目次	へき地医療に対する支援制度	1
	過疎集落の安心・安定の暮らし維持構想策定事業	2
	集落活性化推進事業	3
	「道の駅」事業制度	4
	余裕教室・廃校施設の有効活用について(文部科学省のHPに基づき作成)	5
	地域交通関連制度	6
	電動車いすについて	7
	集落づくりを担う可能性を有する組織形態の一覧	8
	人材関連施策	9

へき地や離島における医療の確保は、交通が不便であることや、住民の少なさなどの地域条件や人口によって難しさを抱えている。このため、1956(昭和31)年から5年ごとに「へき地保健医療計画」を策定し、へき地診療所への支援、巡回診療への支援、救急時の移送手段の確保、遠隔医療の導入、へき地診療所を支援する病院の整備、へき地診療所への代診医の派遣などに取り組むことにより改善を図ってきた。

2006年度からは、第10次へき地保健医療計画(2006~2010(平成22)年)を推進することにより、へき地・離島医療の充実に向けて積極的に取り組んでいる。また、へき地・離島での医療は、幅広い分野の医療に関して臨床経験を積むことができる機会でもあることから、今後は、その意義について若手の医師の理解を促進し、地域医療の確保に努めていくこととする。(平成20年版厚生労働白書)

## 「過疎地域自立促進特別措置法」による施策

過疎対策の目標として「医療の確保」を位置づけ(法第3条)。

過疎対策事業債の充当(法第12条)

・診療施設(巡回診療車(船)、患者輸送車(艇)を含む)

無医地区において、以下の事業を都道府県が実施、

都道府県の費用負担及び国の補助(法16,17条)

・診療所の設置

・患者輸送車(艇)の整備

・定期的な巡回診療

・保健師による保健指導等の活動

・医療機関の協力体制の整備

・その他無医地区の医療の確保に必要な事業

無医地区とは「医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として概ね半径4kmの区域内に人口50人以上(昭和40年以前は人口300人以上)が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用できない地区のことをいう」と定義平成16年で、42道府県、786カ所、人口16万人(平成16年度無医地区等調査(厚生労働省調査))

## へき地保健医療対策について

	へき地医療 支援機関数	へき地医療 拠点病院数	へき地 診療所数	医学部地域 推薦(大学数)	医学部研修 資金貸与 (道府県数)
全国	41	199	767	27	35

資料:「へき地医療支援センターホームページ」より国土計画局作成

## 「へき地保健医療対策(厚生労働省)」国庫補助金

へき地保健医療対策等実施要綱

従来から年次計画に基づき各種施策を総合的に実施  
事業内容

・へき地医療支援機構の設置

・へき地医療拠点病院の編成

・へき地診療所の整備・運営

・へき地診療所等医師支援事業

・へき地保健指導所の整備、保健師の配置

・へき地巡回診療車(船)の整備、巡回診療の実施

・離島巡回診療ヘリを活用した巡回診療の実施

・へき地患者輸送車(艇)の整備

・特定地域保健医療システム体制の整備

・へき地医療拠点病院支援システム

・へき地診療初診料支援システム

・離島歯科診療班派遣事業

・へき地勤務医師等確保修学資金貸与事業

・過疎地域等特定診療所整備事業

・へき地・離島診療支援システム整備事業

・離島等患者宿泊施設・整備事業

設備整備、施設整備、運営費を助成

・医療施設等設備整備費補助金

・医療施設等施設整備費補助金

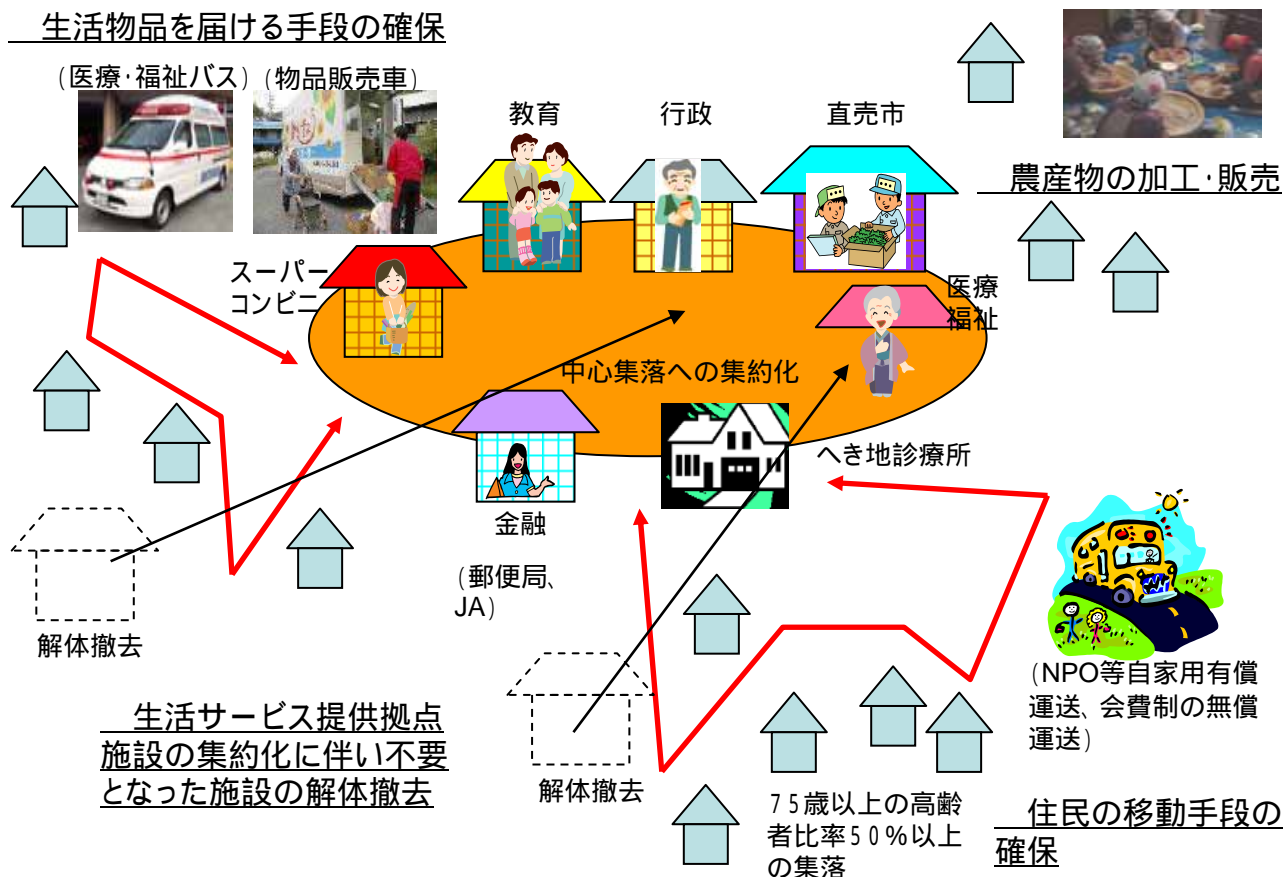
・医療施設運営費等補助金

中山間地域等の過疎集落住民の安心できる、安定した暮らしの維持を図るため、生活に必要な基礎的サービスの効果的かつ効率的な確保と、地域資源を活用した内発的な地域産業育成の取り組みについて、住民生活の一体性が確保され得る地区単位(学区程度)で、市町村が当該地区住民などの地域関係者と連携し行う、「安心・安定の暮らし維持構想」とこの構想実現に向けたアクションプログラムの作成を支援。

平成21年度補正予算 予算額100,000千円(1地区500万円 20地区)

公募期間:平成21年6月4日～6月24日

## 構想・アクションプログラムの例



## 事業実施項目

地区の現況調査  
人口動態・地域資源の調査

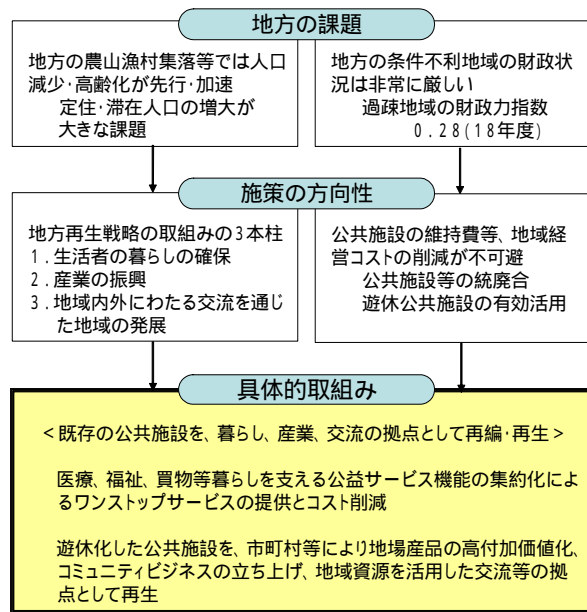
専門家などのアドバイザー現地視察・講演など  
例:公共交通システム  
マーケティング、商品企画  
住民参加型まちづくり など

構想策定のための住民・関係者によるワークショップの開催

構想・アクションプログラムの作成

アクションの試行  
例:施設の集約  
公共交通運行の試験的実施  
商品試作品作成・販売

## 集落活性化推進事業



### 再編事業

廃校舎の改修による診療所、郵便局、保育所等の複合サービス施設の整備



想定される取組みの例

### 再生事業

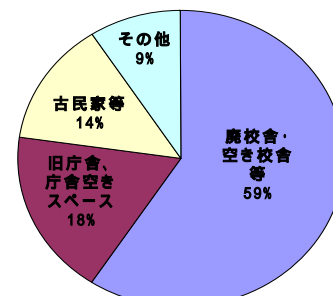
廃線の駅舎を交流拠点施設に改修し、体験活動講座を開設



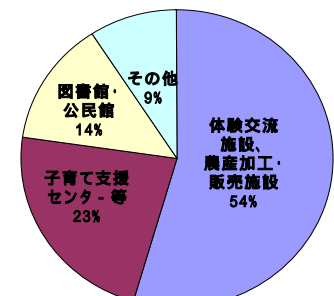
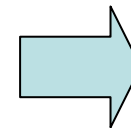
### 事業概要

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う既存の公共施設を活用した施設整備等を支援する(補助率:1/2)。

### 事業実績(H20、H21)



再編・再生に活用する既存公共施設の割合



再編・再生後の施設の割合

## 1. 背景・目的

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設を再編・再生し、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援する。

## 2. 事業概要

### 1) 対象地域

過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域

### 2) 補助対象

既存の公共施設を再編・再生する事業であって、以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的な調査等。

#### ア) 地域ストック再編事業

地域住民に対する様々な公益サービス機能を維持するため、既存公共施設の集約化によるワンストップサービスの実現やコストの低減を図る事業

#### イ) 地域ストック再生事業

農林漁業、伝統工芸及びコミュニティビジネス等地域産業の活性化又は地域と地域外との交流の活発化を図るため、既存公共施設を再生し、産業、交流等の用途に供する事業

### 3) 事業主体: 対象地域を含む市町村等

### 4) 補助率: 1/2以内



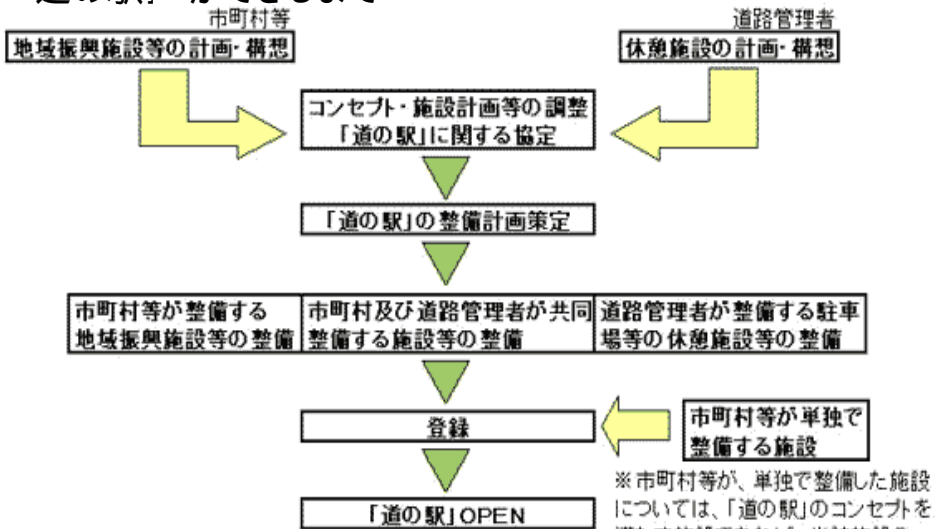


道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設として平成5年度、「道の駅」制度が創設。

## 経緯

- 平成3年10月～4年4月「道の駅」を実験(山口、岐阜、栃木県)
- 平成3年 交通安全事業の対象事業に道の駅の「駐車場」を追加(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法)
- 平成5年1月 「道の駅」の提言(「道の駅」懇談会会長:越正毅教授)
- 平成5年2月 「道の駅」の整備についての要綱策定

## 「道の駅」ができるまで



## 「道の駅」整備に関する事業制度

### 特定交通安全施設等整備事業

- 対象事業: 道路管理者の行う自動車駐車場(簡易パーキングエリア)の整備(直轄事業・補助事業)で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設の部分を対象
- 採択基準: 主要な幹線道路のうち、夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは多発する恐れのある路線において、他に休憩のための駐車施設が相当区間にわたって整備されていない区間に道路管理者が簡易パーキングエリアを整備する場合を採択の基準

表 過疎地域における「道の駅」登録状況

項目	市町村数、設置箇所数	過疎関係市町村				過疎以外
		過疎	みなし過疎	一部過疎	計	
市町村	656	243	58	108	409	247
割合	100	37	9	16	62	38
箇所数	900	306	118	189	613	287
割合	100	34	13	21	68	32

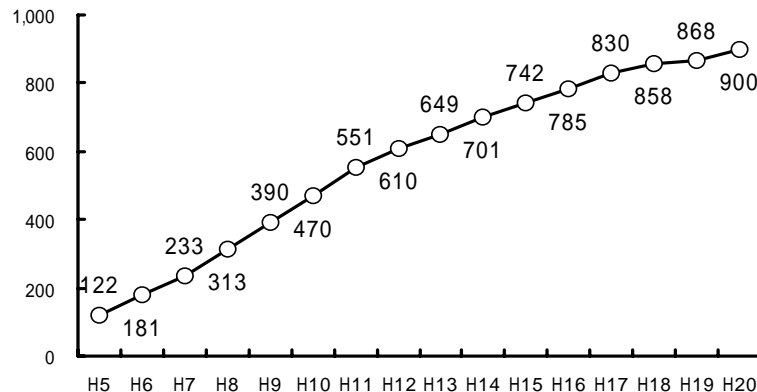
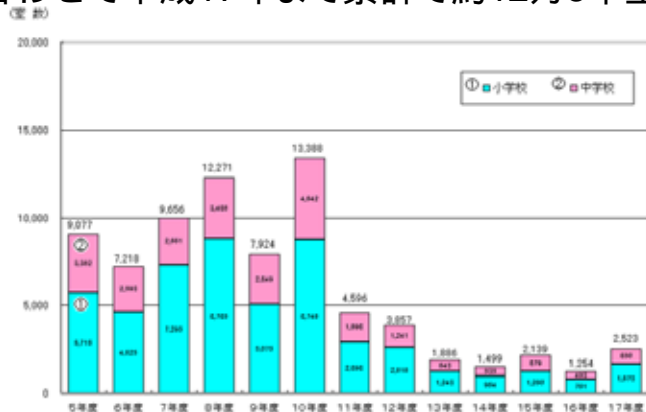


図 「道の駅」登録状況(各年度末の登録箇所)

## 1. 余裕教室の状況

余裕教室: 児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室

平成5年時点に全国で約5万室あり、その後の発生分と合わせて平成17年まで累計で約12万5千室発生

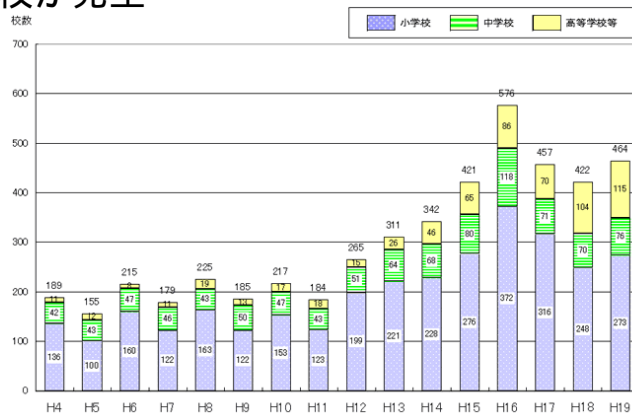


これらのほとんどは、既に何らかの施設に転用されており、その多くが当該学校の多目的教室や特別教室など引続き学校施設として使用されているが、このほか、放課後児童クラブや高齢者デイケアセンターなどの学校以外の公共用施設にも転用されており、様々な用途に活用されている。

## 2. 廃校施設の状況

廃校施設: 地域の児童生徒数が減少することにより、ある学校が他の学校と統合されたり、又は廃止されたりすることにより生じ、学校としては使わなくなること

平成15年から平成19年にかけては、毎年400校以上の廃校が発生



平成16年から平成19年にかけては、建物が現存するもののうち、約6割が活用され、活用用途としては、社会教育施設や社会体育施設の割合が高く、自然体験交流施設や老人福祉施設などもある。最近では創業支援のためのオフィスや地元特産品の加工会社の工場など、地域経済の活性化につながるような活用例もある。

## 3. 余裕教室・廃校施設の活用に向けて

本来、国庫補助金により整備された学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には、文部科学大臣の承認を経た上で、国庫補助相当額を国に納付する転用手続き(「財産処分手続」)が必要となる。

ただし、余裕教室や廃校施設の一層の有効活用を促進するため、一定の要件を満たせば、国庫納付を要せず、報告書の提出をもって手続きが済む簡素な取扱いにするなど、転用手続きが弾力化・簡素化され、施設の転用が出来るだけ円滑に進む仕組みとなっている。

過疎地域等では、地域のニーズを踏まえ、コミュニティバスの導入、NPOや社会福祉法人等による自家輸送や、スクールバスの住民利用など、各地で従来型の路線バス等の公共交通機関に替わる新たな移動手段の確保が進められている。

## 運送の種類

	一般乗合旅客運送	一般乗用旅客運送 (タクシー 1)	特定旅客運送	自家用有償旅客運送				自家用車による無償運送
				市町村運営有償運送		過疎地有償運送	福祉有償運送	
				交通空白輸送	市町村福祉輸送			
道路運送法の該当条項	法3条1号イ	法3条1号ハ	法3条2号	法78条2号				法の適用外
事業者の許可等	国土交通大臣許可(法4条1項)		国土交通大臣許可(法43条1項)	国土交通大臣による登録(法79条) 2				許可不要
運送の需要者	-	-	施設利用者等あらかじめ決められた特定の者	当該市町村の住民及びその親族その他当該市町村に日常の用務を有する者	当該市町村の住民のうち移動制約者であって市町村に会員登録を行った者	NPO等の会員であって対象地域の住民その他当該地域において日常の用務を有する者	NPO等の会員であって身体障害者、要介護認定者等の移動制約者及びその付添人等	(例:スクールバスの無償での住民利用等)
対象地域	-	-	-	当該市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯	市町村内(発地・着地のいずれかが市町村内にあること)	過疎地域等の市町村(発地・着地のいずれかが市町村内にあること)	市町村(発地・着地のいずれかが市町村内にあること)	-
事業(運営)主体	許可を受けた事業者	許可を受けた事業者	許可を受けた事業者	市町村	市町村	NPO等	NPO等	-
運行主体	(事業主体と同じ)	(事業主体と同じ)	(事業主体と同じ)	運行委託可	運行委託可	(事業主体と同じ)	(事業主体と同じ)	-
運転者の要件	2種免許	2種免許	2種免許	2種免許又は1種免許+大臣認定講習(市町村)修了等	2種免許又は大臣認定講習(福祉)修了等 3	2種免許又は1種免許+大臣認定講習(市町村)修了等	2種免許又は1種免許+大臣認定講習(福祉)修了等 3	-
使用車両	-	定員11人未満の自動車	-	市町村が使用権原を有する自動車(バス可)	市町村が使用権原を有するの自動車(バス不可)	法人等が使用権原を有する自動車(バス可)	法人等が使用権原を有する福祉自動車(バス不可、乗車定員11人未満)	-
運賃等	上限の国土交通大臣認可	国土交通大臣認可	届出	実費の範囲内(地域公共交通会議で合意)		営利に至らない範囲(運営協議会の合意)	営利に至らない範囲(運営協議会の合意)	無償
路線等	路線を定めて行う場合と、定めがない場合がある。	ドア・ツー・ドアの個別輸送	路線を定めて行う場合と、定めがない場合がある。	路線を定めて行う。デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める。	原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送	路線を定めて行う場合と、定めがない場合がある。	原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送	-
事業者数等	554 (H18年度)	222,522 (H19年度、一般法人タクシー、福祉・ハイヤー除く)	129 (H20.3時点)	421市町村 2,017車両 (H20.9時点)	172市町村 543車両 (H20.9時点)	49団体 410車両 (H20.9時点)	2,305団体 13,753車両 (うちセダン7,553車両) (H20.9時点)	-

1 いわゆる乗合タクシーは、一般乗合旅客運送の許可を得て行われるものである。  
 2 運送の必要性等について、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業、住民等からなる協議会等の合意が必要。  
 3 セダン等車両の場合は介護福祉等の資格又は大臣認定講習(セダン)修了等





免許不要(道路交通法上、歩行者の扱い)  
購入価格: 30万円程度  
レンタル代: 2万円/月程度  
(介護保険適用の場合、1割負担となる)  
年間需要台数: 1.7万台程度  
稼働台数: 15万台程度(うち、レンタルは6万台程度)

## 電動車いすの性能

	性能
最高速度	6 km / h
実用登坂角度	10 °
連続走行距離	21 km
最小回転半径	1,450 mm
段差乗り越え高さ	80 mm
溝乗り越え幅	120 mm
使用者最大体重	100 kg

スズキ標準4輪セニアカーの性能

\* 別記ファイル「参考資料3 差込法人一覧」を参照

	集落支援員	地域おこし隊	田舎で働き隊
対策等の内容	<p>1.集落支援員の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に「集落支援員」を設置。</li> <li>・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を行う。</li> </ul> <p>(行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能。)</p> <p>2.集落点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施。</li> </ul> <p>3.集落のあり方についての話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進。</li> </ul> <p>(「集落点検」の結果を活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援</li> </ul> <p>集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策については積極的に実施</p> <p>地域交通の確保 移住・交流の促進 特産品を活かした地域おこし 農産漁村教育交流 高齢者見守りサービスの実施 伝統文化継承の取り組み 集落の活性化・住民の生活維持のための自主的な活動支援 集落応援団の組織化 大学やNPOなどと連携した地域活性化</p>	<p>1.趣旨</p> <p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図る取り組みを積極的に推進する。</p> <p>2.事業概要</p> <p>地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。</p> <p>地域おこし協力隊員</p> <p>おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動に従事する者</p> <p>地域協力活動の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業への従事</li> <li>・水源保全・監視活動・水源地の整備等</li> <li>・環境保全活動</li> <li>不法投棄パトロール、道路等の清掃等</li> <li>・住民の生活支援</li> <li>見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等</li> <li>・地域おこしの支援</li> <li>地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等</li> <li>都市との交流、教育交流事業実施の応援等</li> <li>地場製品の販売、地産地消の推進のための取り組みの応援等</li> </ul>	<p>1.趣旨</p> <p>農村地域における活性化活動への従事を希望する都市部等の人材の活用を主な目的とする人材育成システムの構築に向け、人材の育成や都市と農村をつなぐ能力を持った仲介機関に対して支援を行い、農村の自立的な活性化を担う人材の育成・確保を安定的に支える仕組みの構築を図る。</p> <p>2.事業内容</p> <p>(1)人材マッチング支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が農山漁村側の抱える課題について現状分析を行い、必要な人材ニーズを集約する。</li> <li>・農山漁村での活躍を希望する人材を都市部を中心として募集し、人材の適性や技能を分析する。</li> <li>・農山漁村と人材の相互の希望に基づいたマッチング(相互調整)を行っていく。</li> </ul> <p>(2)農村への人材派遣事業</p> <p>事業実施主体は仲介した農村に研修生を派遣し、オンサイト型研修(現地での実践的な研修)として地域資源を活用した事業等への従事を支援する。</p> <p>3.事業主体</p> <p>民間団体</p> <p>4.事業実施期間</p> <p>平成20年度、及び22～25年度</p>
国による支援	<p>特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員の設置に要する経費</li> <li>・集落点検の実施に要する経費</li> <li>・集落における話し合いの実施に要する経費</li> </ul>	<p>特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力隊員1人当たり350万円程度(報償費等については200万円程度)</li> </ul>	<p>定額、(一部1/2以内)</p> <p>20年度補正予算：990,000千円 21年度予算：199,236千円</p>
所管省庁	総務省	総務省	農林水産省
根拠	過疎地域等における集落対策の推進について(平成20年8月1日付け総行過第95号総務省通知)	地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官名通知)	農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱(平成21年1月27日付け農振第1569号農林水産事務次官通知)